

証券コード 7352

2021年11月12日

株主各位

東京都渋谷区渋谷2丁目22番3号渋谷東口ビル6F
株式会社Branding Engineer
代表取締役CEO 河端 保志

第8回 定時株主総会開催の招集ご通知

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年11月26日（金曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

本年は、新型コロナウイルスの感染が収束していない状況に鑑み、感染拡大の防止と株主様の感染リスク回避の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面による事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場を、お控えいただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 開催日時 2021年11月29日（月曜日）午前11時（受付開始 午前10時30分）
2. 開催場所 東京都渋谷区道玄坂1丁目21番1号
渋谷ソラスタ4階 渋谷ソラスタコンファレンス4E
（末尾の会場案内図をご参照ください）
3. 目的事項

（報告事項）

1. 第8期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第8期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）計算書類報告の件

（決議事項）

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役3名選任の件 |

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本年は株主総会ご出席株主様へのお土産はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://b-engineer.co.jp/>) に掲載させていただきます。

[新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止へのご対応のお願い]

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、極力、書面による事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会にご出席される株主の皆様におかれましては、株主総会開催時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスクのご持参及び着用等の感染予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会会場において、感染拡大防止のために必要な対応（受付での株主様への検温及びアルコール消毒の実施、発熱や咳等の症状を有する株主様に対するご入場お断り、役員及び運営スタッフのマスク着用、飲料水等の配布中止、株主様の間隔を確保するための座席数の大幅削減及びそれに伴う入場者数の制限、株主総会の開催時間の短縮の観点から議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の説明の簡略化または省略等）を講じることがありますことをご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、当社ウェブサイト (<https://b-engineer.co.jp/>) にてお知らせいたします。

(添付書類)

事業報告

自 2020年9月1日
至 2021年8月31日

1. 企業集団の現況に関する事項

1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大の影響により、依然として厳しい状況にあります。政府による段階的な経済活動の再開や各種施策の実施効果及び、ワクチン接種が開始されたことにより、個人消費及び企業収益に持ち直しの動きがみられたものの、感染拡大を受け、断続的にまん延防止等重点措置や緊急事態宣言が発出されるなど、さまざまな経済活動が制限されており、日本経済の先行きは不透明な状況が続いております。

このような経済状況のもと、国内の人材市場については、厚生労働省調査による2021年7月の有効求人倍率が1.15倍を記録しており、2020年10月以降の人材需要は緩やかな回復傾向にあります。当社の事業領域と関連の高いIT市場におきましては、デジタルトランスフォーメーションへの投資案件も増加基調は続いております。ITエンジニアに対する企業の採用意欲は依然として高く、デジタルシフトを進める企業にITエンジニアを提供する当社の役割は、より重要なものになると認識しております。

このような事業環境下におきまして、当社は企業のデジタル化を推進すべく、企業対し的確なITエンジニアリソースの提供を行うとともに、ITエンジニアの独立支援を行うMidworks事業、プログラミング学習サービスであるtech boost事業の拡大に注力いたしました。

当連結会計年度におきましては、Midworks事業を中心に積極的な広告宣伝費の投資を行いました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高4,283,146千円、営業利益127,876千円、経常利益131,809千円、親会社株主に帰属する当期純利益は75,809千円となりました。なお、当社は、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較はしておりません。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

Midworks事業

ITエンジニアに対する企業の採用意欲が高い水準で推移する中、Midworks事業では、新規取引先の獲得に注力するとともに、既存取引先についても関係を維持しつつ、広告から獲得したエンジニアのスキルに適した案件獲得に努めました。また、企業に対する確かなITエンジニアリソースの提供を行う等、稼働エンジニア数及び取引企業数の増加に注力いたしました。

この結果、本報告セグメントの売上高は3,435,627千円、セグメント利益は346,380千円となりました。

メディア事業

複数の情報発信メディアを運営するメディア事業では、新たに連結子会社を取得したことに加え、広告収入の基礎となるPV（ページビュー）数を増加させるためにサイト評価を上げる施策について継続し、閲覧者数の増加に注力するとともに、他社メディアの新規立上げやメディア運営の受託等のマーケティングコンサルティングを行うBtoBサービス「SAKAKU」の販促に努めました。

この結果、本報告セグメントの売上高は365,430千円、セグメント利益は91,757千円となりました。

tech boost事業

tech boost事業では、ITエンジニアを目指す人を対象としたプログラミング教育を提供しております。当連結会計年度におきましては、イベント施策を通じた集客施策を強化するとともに、法人向け研修サービスの拡充・拡販に努めました。

この結果、本報告セグメントの売上高は278,128千円、セグメント利益は72,982千円となりました。

FCS事業

システムの受託開発を主に行っているFCS事業では、当社でITエンジニアチームを編成し顧客の要望に沿ったシステムの受託開発を行っております。当連結会計年度におきましては、継続案件及び新規Webサイトの作成に注力いたしました。

この結果、本報告セグメントの売上高は116,157千円、セグメント利益は52,420千円となりました。

その他事業

その他事業は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主にTechStars事業が含まれます。

TechStars事業は、ITエンジニアに特化した転職支援サービスです。当連結会計年度におきましては、人材紹介サービス事業者向けに提供されている有料の人材サービスに加え、自社の人材データベースの活用や事業部間の連携を強化したことにより、ITエンジニアの転職決定数に注力いたしました。

この結果、本報告セグメントの売上高は87,801千円、セグメント利益は13,232千円となりました。

2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

3) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は7,671千円であります。

その主なものは移転に伴う建物設備工事及び備品の購入費用であります。

4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

2021年6月15日付で株式会社douzoが発行したJ-KISS型新株予約権1,000個を10,000千円で取得いたしました。

5) 対処すべき課題

当社グループの今後の経営課題とその対策は以下のとおりであります。

(1) 事業課題

Midworks事業において、販売面では案件獲得ができており売上高は引き続き増大しているものの、営業利益率が低く、今後の採用による人件費増加及び本社費用の配賦を考えると、営業利益率を向上させる必要があると認識しております。

そのためには、当社からクライアント企業へ常駐する人的リソースとして、社員雇用・外部協力企業との提携・個人事業主とのフリーランス契約というパターンの中で、特に雇用社員及び個人事業主とのフリーランス契約が占める割合を高めるため、ITエンジニアの獲得により一層注力してまいります。併せて社内の業務効率化を行うことで一人当たりの生産性を高めることも行ってまい

ります。具体的には、属人性を排除し、組織として統一したクオリティを提供することのできる体制作り及びシステム化を推進してまいります。

メディア事業において、売上高及び営業利益ともに伸張していることに伴い、検索エンジンのロジック変更による売上高への影響も大きくなってきております。

その影響を小さくするため、ロジック変更にいち早く対応できる個々人のスキル開発及び組織運営が必要であると考えております。また、インターネット広告のみでなく、当社のノウハウを活かし、クライアントに対し、メディア運営をコンサルティングしたり、クライアントから運営を受託したりすることで安定的な収益獲得を図ってまいります。

tech boost事業において、事業立上げ以来順調に受講者数は伸びておりますが、受講を検討しているユーザー全員に対して十分なカウンセリングができておらず成長を鈍化させている可能性があります。

そのため、カウンセラー増員のための採用強化を進め、受講生に対して十分な対応ができる体制を構築することで受講者数の増加を図ります。併せて受講生の満足度向上のためメンターの採用強化、積極的な参加を促す施策を継続的に行ってまいります。

TechStars事業において、営業利益率は高水準で推移しておりますが、リーチできている求職者が少なく、売上の変動可能性が高く、予測が難しくなっているため、事業を拡大し売上高を安定させる必要があります。

売上高を安定させるためには毎月、当社の転職支援サービスへの応募者を増やすことが重要であると認識しております。応募者の獲得には自社サービス「TechStars」への登録者からの応募だけでなく、当社から外部サービスに対しアプローチし応募を促すことも併せて必要となります。それらを増加させるためには、営業人員増加のための採用強化と自社データベースの活用による営業効率化を強化してまいります。

(2) 人材の確保と育成

当社グループは、既存事業の拡大に伴い全体の従業員の増加が見込まれるため、組織の効果的な形成や人材の有用な配置により業績拡大することが不可欠と考えます。そのような背景から、事業の成長に合わせて適材適所に人員を配置できるよう人材を確保するとともに、各セクションに配置される管理者については拡大した組織を統率できるように、マネジメントスキルの向上を目的として育成を行っていく必要があると認識しております。

6) 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第5期 2018年8月期	第6期 2019年8月期	第7期 2020年8月期	第8期 2021年8月期 (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	—	—	—	4,283,146
経 常 利 益 (千円)	—	—	—	131,809
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	—	—	—	75,809
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	14.63
総 資 産 (千円)	—	—	—	1,324,556
純 資 産 (千円)	—	—	—	581,724
1株当たり純資産 (円)	—	—	—	111.46

(注) 当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、第7期(2020年8月期)以前については記載しておりません。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第5期 2018年8月期	第6期 2019年8月期	第7期 2020年8月期	第8期 2021年8月期 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	2,448,530	2,819,764	3,110,686	4,266,552
経 常 利 益 (千円)	101,610	143,242	116,723	161,484
当 期 純 利 益 (千円)	71,228	109,822	80,331	104,819
1株当たり当期純利益 (円)	14.62	22.54	16.34	20.23
総 資 産 (千円)	178,021	287,844	503,416	1,358,055
純 資 産 (千円)	783,247	898,559	1,137,778	610,734
1株当たり純資産 (円)	35.91	58.44	96.72	117.05

(注) 2020年3月6日付で普通株式1株につき40株の割合をもって株式分割を行っております。第5期(2018年8月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

7) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

8) 主要な事業内容

事業部門	事業内容
Midworks事業	SES事業、派遣事業
メディア事業	情報発信メディアの運営受託、コンサルティングサービス
tech boost事業	プログラミングスクール
FCS事業	受託開発、コンサルティングサービス
その他事業	ITエンジニアに特化した転職支援サービスであるTechStars事業、子会社2社による事業（訪問介護事業、投資用不動産販売事業）

9) 主要な営業所及び従業員の状況

(1) 営業所（2021年8月31日現在）

名称	所在地
本社オフィス	東京都渋谷区円山町28-3 いちご渋谷道玄坂ビル5階
渋谷第2オフィス	東京都渋谷区円山町5-5 Navi渋谷V10階
渋谷第3オフィス	東京都渋谷区道玄坂1-15-14 ST渋谷ビル6階
渋谷第4オフィス	東京都渋谷区円山町25-5 YMプリントタワー
大阪オフィス	大阪府大阪市北区梅田2-5-4
宮崎オフィス	宮崎県宮崎市橋通東3-6-34 クロノビル1階

(2) 従業員の状況（2021年8月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
163名 (28) 名	—

(注) 1. 従業員数は就業人数であり、臨時従業員（アルバイト及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。）の年間平均雇用人数を（ ）外数で記載しております。

2. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
160名 (28)	5名減	29.1歳	1.5年

(注) 従業員数は就業人数であり、臨時従業員（アルバイト及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。）の年間平均雇用人数を（ ）外数で記載しております。

10) 主要な借入先及び借入額 (2021年8月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	107,500千円
株式会社八十二銀行	20,965千円
株式会社きらぼし銀行	19,142千円
株式会社横浜銀行	14,500千円
株式会社みずほ銀行	5,552千円
合計	167,659千円

2. 会社の株式に関する事項

1) 発行可能株式総数 19,493,600株

2) 発行済株式の総数 5,192,040株

3) 株主数 1,374名

4) 上位10名の株主 (2021年8月31日現在)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
河端 保志	1,802,880	34.72
高原 克弥	1,798,280	34.63
イーストベンチャーズ2号投資事業有限責任組合	252,240	4.85
倉田 将志	206,700	3.98
株式会社マイナビ	194,000	3.73
株式会社Orchestra Investment	104,000	2.00
株式会社夢真ビーネックスグループ	97,480	1.87
株式会社SBI証券	48,500	0.93
株式会社ベクトル	43,880	0.84
YAS合同会社	38,800	0.74

(注) 自己株式は所有しておりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名 称		第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権
決議年月日		2016年 4 月 30 日	2017年 7 月 14 日
新株予約権の数 (注) 1		1,329個	445個
新株予約権の目的である株式の種類及び数 (注) 1, 2		普通株式 53,160株	普通株式 17,800株
新株予約権の払込金額		払込みを要しない	払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (注) 2		1 個当たり 1,800円 1 株当たり 45円	1 個当たり 9,514円 1 株当たり 238円
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額 (注) 2		1 個当たり 900円 1 株当たり 22.5円	1 個当たり 4,757円 1 株当たり 119円
新株予約権の行使期間		2018年 5 月 1 日から 2026年 4 月 30 日まで	2019年 7 月 15 日から 2027年 7 月 14 日まで
役員 の 保有状況 (注) 1, 2	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,274個 目的となる株式 普通株式 50,960株 保有者数 3人 (注) 3	新株予約権の数 185個 目的となる株式 普通株式 7,400株 保有者数 1人 (注) 3
	社外 取締役	-	-
	監査役	-	-
新株予約権の 主な行使条件		新株予約権発行時において、当社の取締役、監査役、従業員、若しくは継続的な契約関係にある者であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員、若しくは継続的な契約関係にある者であることを要す。	新株予約権発行時において、当社の取締役、監査役、従業員、若しくは継続的な契約関係にある者であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員、若しくは継続的な契約関係にある者であることを要す。

(注) 1. 当事業年度の末日(2021年8月31日)における内容を記載しております。

2. 2020年3月6日付で行った1株を40株にする株式分割を反映しております。

3. 取締役1名が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものです。

名 称		第 5 回新株予約権	第 6 回新株予約権
決議年月日		2018年 3 月 5 日	2018年 8 月 17 日
新株予約権の数 (注) 1		12,600個	433個
新株予約権の目的である株式の種類及び数 (注) 1, 2		普通株式 504,000株	普通株式 17,320株
新株予約権の払込金額		1個当たり240円	払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (注) 2		1 個当たり 14,271円 1 株当たり 357円	1 個当たり 20,519円 1 株当たり 513円
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額 (注) 2		1 個当たり 7,136円 1 株当たり 178.5円	1 個当たり 10,260円 1 株当たり 256.5円
新株予約権の行使期間		2018 年 3 月 6 日から 2028 年 3 月 5 日まで	2020年 8 月 18日から 2028年 8 月 17日まで
役員 の 保有状況 (注) 1, 2	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 12,600個 目的となる株式 普通株式504,000株 保有者数 2人	新株予約権の数 263個 目的となる株式 普通株式10,520株 保有者数 1人 (注) 3
	社外 取締役	-	新株予約権の数 65個 目的となる株式 普通株式2,600株 保有者数 1人
	監査役	-	-
新株予約権の 主な行使条件		<p>新株予約権の割り当てを受けた者は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。</p> <p>(b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき</p>	<p>新株予約権発行時において、当社の取締役、監査役、従業員、若しくは継続的な契約関係にある者であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員、若しくは継続的な契約関係にある者であることを要す。</p>

- (注) 1. 当事業年度の末日（2021年8月31日）における内容を記載しております。
2. 2020年3月6日付で行った1株を40株にする株式分割を反映しております。
3. 取締役1名が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものです。

名 称		第7回新株予約権
決議年月日		2019年9月13日
新株予約権の数 (注) 1		1,230個
新株予約権の目的である株式の種類及び数 (注) 1, 2		普通株式 49,200株
新株予約権の払込金額		払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (注) 2		1個当たり 41,040円 1株当たり 1,026円
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額 (注) 2		1個当たり 20,520円 1株当たり 513円
新株予約権の行使期間		2021年9月14日から 2029年9月13日まで
役員 の 保有状況 (注) 1, 2	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 470個 目的となる株式 普通株式 18,800株 保有者数 2人 (注) 3
	社外 取締役	-
	監査役	-
新株予約権の 主な行使条件		新株予約権発行時において、当社の取締役、監査役、従業員、若しくは継続的な契約関係にある者であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員、若しくは継続的な契約関係にある者であることを要す。

- (注) 1. 当事業年度の末日(2021年8月31日)における内容を記載しております。
2. 2020年3月6日付で行った1株を40株にする株式分割を反映しております。
3. 取締役1名が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものです。

4. 会社役員に関する事項

1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役CEO	河端 保志	—
代表取締役COO	高原 克弥	営業本部長
取締役	金沢 大輝	大阪営業本部長兼FCS事業部長
取締役 CFO	谷邊 紘史	コーポレートマネジメント本部長
取締役	長尾 卓	プロコミットパートナーズ法律事務所 代表
常勤監査役	川村 英樹	—
常勤監査役	中村 哲	—
監査役	浅利 圭佑	浅利公認会計士事務所 代表 ネクスパート・アドバイザー(株) 代表取締役 税理士法人NEXPERT 代表 (株)NEXPERT Consulting 代表取締役 (株)CFO-Partners 取締役 エキサイトホールディングス(株) 社外取締役 (監査等委員) エキサイト(株) 社外監査役
監査役	沼田 雅之	法政大学法学部法律学科 教授 千葉県労働委員会 公益委員 神奈川県外国人労働相談専門相談員 国土交通省関東地方交通審議会船員部会 公益委員

- (注) 1. 取締役 長尾卓は、社外取締役であります。
 2. 監査役 中村哲、浅利圭佑及び沼田雅之は、社外監査役であります。
 3. 監査役 浅利圭佑は、公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、取締役 長尾卓、監査役 中村哲、浅利圭佑及び沼田雅之を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 当事業年度中の監査役の異動は次のとおりであります。
 ①新任 監査役 中村 哲 (2021年4月26日付)
 ②辞任 監査役 川村 英樹 (2021年4月26日付)

2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としておりま

す。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しており、同保険の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役になります。保険料は全額当社が負担しており、被保険者である役員等がその職務の執行に起因して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることで生じる損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものは除く。)を当該保険契約により填補することとしております。

5) 取締役及び監査役の報酬等の額

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、役員個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

(基本方針)

当社役員報酬等の額及びその算定方法の決定に関して、取締役の役割及び職責等に相応しい水準とすることを方針としております。

(2) 取締役及び監査役報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役報酬等の額は、2018年11月29日開催の定時株主総会において、使用人兼務取締役の使用人分給与を除き年額150百万円以内、監査役報酬等の額については2018年11月29日開催の定時株主総会において、年額10百万円以内とご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の員数は取締役が4名、監査役が3名であります。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、基本報酬の額及びその算定の方法に関し、各取締役の担当職務、各期の業績、貢献度、同業他社の動向等を総合的に勘案し取締役会にて協議の上、時期及び条件を含め、代表取締役CEO 河端保志に委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役CEOが適していると判断したためであります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	45,000 (1,800)	45,000 (1,800)	—	—	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	7,850 (7,850)	7,850 (7,850)	—	—	4 (4)

(注) 1. 当事業年度末における取締役は5名、監査役は3名であります。

2. 上記の監査役の支給員数及び報酬等の総額には2021年4月26日開催の臨時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名を含んでおります。

6) 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ①社外取締役の長尾卓は、プロコミットパートナーズ法律事務所の代表であります。この兼務先と当社との間には特別な関係はありません。
- ②社外監査役の川村英樹、社外監査役の中村哲は、他の法人等の兼務先はございません。
- ③社外監査役の浅利圭佑は、浅利公認会計士事務所及び税理士法人NEXPERTの代表、ネクスパート・アドバイザー株式会社及び株式会社NEXPERT Consultingの代表取締役、株式会社CF0-Partnersの取締役、エキサイトホールディングス株式会社の社外取締役（監査等委員）、エキサイト株式会社の社外監査役であります。これらの兼務先と当社との間には特別な関係はありません。
- ④社外監査役の沼田雅之は、法政大学法学部法律学科の教授、千葉県労働委員会の公益委員、神奈川県外国人労働相談専門相談員、国土交通省関東地方交通審議会船員部会の公益委員であります。この兼務先と当社との間には特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況並びに、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	長尾 卓	当事業年度に開催された取締役会全15回の全てに出席し、企業法務に精通した弁護士としての見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性、適切性を確保するための助言、提言を行っております。
社外監査役	川村 英樹	2021年4月26日に辞任するまでに開催された当事業年度における取締役会全10回の全てに出席し、事業会社において長年にわたり内部監査、内部統制、コンプライアンス等の多様な業務を担当しており、その見地から取締役会の意思決定の妥当性、適切性を確保するための助言、提言を行っております。また2021年4月26日に辞任するまでに開催された当事業年度における監査役会全9回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な発言を行ってまいりました。
社外監査役	中村 哲	2021年4月26日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会全5回の全てに出席し、事業会社において長年にわたり経営企画、内部統制、コンプライアンス等の多様な業務を担当しており、その見地から取締役会の意思決定の妥当性、適切性を確保するための助言、提言を行っております。また2021年4月26日の就任以降、当事業年度において開催された監査役会全5回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な発言を行っております。
社外監査役	浅利 圭佑	当事業年度に開催された取締役会全15回の全てに出席し、公認会計士として専門的見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性、適切性を確保するための助言、提言を行っております。また当事業年度において開催された監査役会全14回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な発言を行っております。
社外監査役	沼田 雅之	当事業年度に開催された取締役会全15回の全てに出席し、大学教授として専門見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性、適切性を確保するための助言、提言を行っております。また当事業年度において開催された監査役会全14回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

1) 会計監査人の名称

E Sネクスト監査法人

(注) 当社の会計監査人であった仰星監査法人は2020年11月26日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬額	17,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。

なお、取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社の業務の適正を確保するために必要な体制

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社の業務の適正を確保するため、「コンプライアンス規程」等を定める。

②取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。

③監査役は、「監査役会規程」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。

④法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報制度規程」を定め、社内通報窓口を設置する。当社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書保管管理規程」ほか社内規則に則り作成、保存、管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとする。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」に基づき、当社のリスクを横断的に管理する「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。

②事業部報告会等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。

③当社の内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、当社におけるリスク管理の実施状況について監査計画に基づき監査を行う。

- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務の執行状況について報告を行い、当社の取締役の職務の執行について監視・監督を行う。
 - ②取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - ③経営の効率化と責任の明確化を図るため、「執行役員規程」に基づき、執行役員制度を導入する。
 - ④職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を毎月1回以上開催する。
- (5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ①当社は、グループ子会社の取締役として、当社役員1名以上を派遣し、常に経営状況を把握する。
 - ②当社は、子会社と協力して、定期的子会社内部監査（グループ監査）を実施し、重要な事項については、当社の取締役会に報告する。
 - ③当社グループは、グループ会社としての規範、規則を整備する。グループ会社は、当該規程に基づき、各種規程を整備し、重要事項の決定に際しては、当社への報告等適切なプロセスを経る。
 - ④当社グループでは、当社とグループ子会社、及びグループ子会社間における取引は、社会規範に照らして適切な取引でなければならないものとする。
 - ⑤当社グループにおける不正を防止するため、内部通報制度を導入し、当社グループ役員からの通報を積極的に受け付け、当社内部監査室がこれに対応するものとする。なお通報者に対しては通報したことにより、不利益な扱いを受けないよう配慮する。
 - ⑥経営者は、従業員等に職務の遂行に必要な手段や訓練等を提供し、従業員等の能力を引き出すことを支援する。
 - ⑦「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の管理は、コーポレートマネジメント本部長が統括し、毎月、職務執行のモニタリングを行い、必要に応じて取締役会への報告を行う。
- (6) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ①取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、役員及び従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。

- ②「コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
 - ③「内部通報制度規程」に基づき社内通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
 - ④内部監査部門は、社内規程に基づき内部監査を実施し、当社の使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
 - ⑤監査役及び監査役会は、当社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。
- (7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ①監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。
 - ②監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
 - ③監査役補助者が当該職務を遂行する場合には、取締役からの指揮命令は受けないものとする。
 - ④監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。
- (8) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役に報告をするための体制
- ①取締役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したとき、及び当該事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。
 - ②前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。
- (9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①監査役は、当社の取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、

意見を述べることができる。

- ②代表取締役・取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行う。
- ③監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- ④監査役は、会計監査人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。

(10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

- ①当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を宣言する。
- ②反社会的勢力に対しては、警察、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

2) 業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要

当連結会計年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行

定例取締役会を原則月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当期につきましては取締役会を15回開催し当社の経営上の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。

(2) 監査役の職務執行

監査役会につきましては、定例監査役会を月1回、臨時監査役会を必要な都度開催しており、当期につきましては定例12回・臨時2回の合計14回開催しました。各監査役は、監査役会で策定された監査計画に基づき、取締役の職務執行を監査しております。また、取締役会、リスクマネジメント委員会、事業部報告会等の重要な会議への出席、代表取締役・取締役・事業部長・内部監査室長等からの意見聴取、各種資料閲覧、部門往査等を行うことにより、業務執行状況を監査しております。

(3) リスク管理及びコンプライアンス

リスクマネジメント委員会を設置し、定期的を開催することによりリスク管理の状況把握や管理体制の整備等について体制整備を行っております。また、内部通報制度規程に基づきホットラインを設置しており、ポスターの掲示及びカードの配布等による従業員に対し周知活動を行っております。

連結貸借対照表

2021年8月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,171,532	流 動 負 債	638,745
現金及び預金	481,675	買 掛 金	266,346
売 掛 金	656,796	1年内返済予定の長期借入金	63,572
そ の 他	43,734	未 払 金	171,054
貸倒引当金	△10,674	未払法人税等	38,732
固 定 資 産	147,916	そ の 他	99,039
有形固定資産	12,997	固 定 負 債	104,087
無形固定資産	34,353	長期借入金	104,087
の れ ん	26,221	負 債 合 計	742,832
そ の 他	8,131	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	100,565	株 主 資 本	578,700
敷金及び保証金	77,830	資 本 金	129,967
繰延税金資産	12,615	資 本 剰 余 金	129,867
そ の 他	25,763	利 益 剰 余 金	318,864
貸倒引当金	△15,644	新株予約権	3,024
繰 延 資 産	5,107	純 資 産 合 計	581,724
資 産 合 計	1,324,556	負 債 純 資 産 合 計	1,324,556

連結損益計算書

自 2020年9月1日
至 2021年8月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,283,146
売 上 原 価		2,918,023
売 上 総 利 益		1,365,123
販売費及び一般管理費		1,237,246
営 業 利 益		127,876
営 業 外 収 益		
助 成 金 収 入	6,157	
受 取 補 償 金	3,642	
そ の 他	764	10,564
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,698	
開 業 費	1,155	
株 式 交 付 費 償 却	2,785	
そ の 他	992	6,632
経 常 利 益		131,809
特 別 損 失		
投資有価証券評価損	10,001	10,001
税金等調整前当期純利益		121,807
法人税、住民税及び事業税	45,727	
法人税等調整額	270	45,998
当 期 純 利 益		75,809
親会社株主に帰属する当期純利益		75,809

連結株主資本等変動計算書

自 2020年9月1日
至 2021年8月31日

(単位：千円)

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	128,718	128,618	243,055	500,392	3,024	503,416
当期変動額						
新株の発行	1,249	1,249		2,498		2,498
親会社株主に帰属する当期純利益			75,809	75,809		75,809
当期変動額合計	1,249	1,249	75,809	78,307	—	78,307
当期末残高	129,967	129,867	318,864	578,700	3,024	581,724

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

株式会社2Hundred（株式会社Monkeyより社名変更）

株式会社Care Technology

株式会社X Investors

このうち、株式会社2Hundredについては、当連結会計年度において全株式を取得したことにより、連結の範囲に含めております。また、株式会社Care Technology、株式会社X Investorsについては、当連結会計年度において新たに設立したことにより、連結の範囲に含めております。

2. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

(ア) その他有価証券

時価のないもの	移動平均法による原価法
---------	-------------

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び貯蔵品	先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
---------	---

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7～32年
----	-------

工具、器具及び備品	2～10年
-----------	-------

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア	定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間（5年）に基づいております。
-------------	--

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費の処理方法は、3年間で均等償却しております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

耐用年数の変更

当社は、2021年7月15日開催の取締役会において、本社移転に関する決議をいたしました。これに伴い、移転後利用見込みのない固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

4. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等は不確実性が高い事象ですが、当連結会計年度における当社グループの事業活動へ与える影響は軽微であり、重要な影響が見られていないことから、翌連結会計年度及びそれ以降への感染拡大影響は軽微なものとして仮定し、会計上の見積りを行っております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

12,875千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,192,040株

(2) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 594,680株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主として本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

営業債務である買掛金、未払金は1年以内の支払期日であります。借入金は運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

借入金については、変動金利であり、金利変動のリスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(ア) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、財務経理規程及び与信管理規程に従い、コーポレート・マネジメント本部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、入金状況を営業部門に随時連絡しております。これにより財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(イ) 市場リスク（金利の変動リスク）の管理

当社は変動金利による借入金については定期的に金利の動向を把握し、管理しております。

(ウ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は利益計画に基づきコーポレート・マネジメント本部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスク

を管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織りこんでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注)2. 参照）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	481,675	481,675	—
(2) 売掛金	656,796	656,796	—
(3) 敷金及び保証金	77,830	77,594	△32
資産計	1,216,303	1,216,067	△32
(1) 買掛金	266,346	266,346	—
(2) 長期借入金	167,659	167,659	—
負債計	434,005	434,005	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

時価は一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金

すべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似して

いると考えられるため、当該帳簿価額によっております。なお、長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

非上場株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、記載しておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額
非上場株式	10,000

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	481,675	—	—	—
売掛金	656,796	—	—	—
敷金及び保証金	34,062	43,668	—	100
合計	1,172,534	43,668	—	100

4. 長期借入金の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
長期借入金	63,572	52,457	34,130	17,500	—
合計	63,572	52,457	34,130	17,500	—

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	111円46銭
1株当たり当期純利益	14円63銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

2021年8月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,167,827	流 動 負 債	643,234
現金及び預金	473,372	買 掛 金	266,346
売 掛 金	651,968	1年内返済予定の長期借入金	63,572
商 品	3,710	未 払 金	176,460
貯 蔵 品	616	未 払 費 用	488
前 渡 金	172	未 払 法 人 税 等	38,406
前 払 費 用	36,784	未 払 消 費 税 等	31,929
そ の 他	11,876	前 受 金	44,494
貸 倒 引 当 金	△10,674	預 り 金	21,537
固 定 資 産	185,120	固 定 負 債	104,087
有 形 固 定 資 産	12,913	長 期 借 入 金	104,087
建 物	12,500	負 債 合 計	747,321
工具、器具及び備品	13,006	(純 資 産 の 部)	
減 価 償 却 累 計 額	△12,594	株 主 資 本	607,710
無 形 固 定 資 産	8,131	資 本 金	129,967
ソ フ ト ウ ェ ア	8,131	資 本 剰 余 金	129,867
投 資 そ の 他 の 資 産	164,075	資 本 準 備 金	129,867
関 係 会 社 株 式	65,000	利 益 剰 余 金	347,874
投 資 有 価 証 券	10,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	347,874
長 期 前 払 費 用	119	繰 越 利 益 剰 余 金	347,874
敷 金 及 び 保 証 金	76,340	新 株 予 約 権	3,024
繰 延 税 金 資 産	12,615		
そ の 他	15,644		
貸 倒 引 当 金	△15,644		
繰 延 資 産	5,107	純 資 産 合 計	610,734
株 式 交 付 費	5,107	負 債 純 資 産 合 計	1,358,055
資 産 合 計	1,358,055		

損 益 計 算 書

自 2020年9月1日
至 2021年8月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,266,552
売 上 原 価		2,918,023
売 上 総 利 益		1,348,529
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,197,732
営 業 利 益		150,796
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5	
助 成 金 収 入	6,157	
受 取 補 償 金	3,642	
経 営 指 導 料	6,000	
そ の 他	359	16,164
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,698	
株 式 交 付 費 償 却	2,785	
そ の 他	992	5,476
経 常 利 益		161,484
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	10,001	10,001
税 引 前 当 期 純 利 益		151,482
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	46,472	
法 人 税 等 調 整 額	191	46,663
当 期 純 利 益		104,819

株主資本等変動計算書

自 2020年9月1日

至 2021年8月31日

(単位：千円)

	株主資本						新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主 資本 合計		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当期首残高	128,718	128,618	128,618	243,055	243,055	500,392	3,024	503,416
当期変動額								
新株の発行	1,249	1,249	1,249			2,498		2,498
当期純利益				104,819	104,819	104,819		104,819
当期変動額合計	1,249	1,249	1,249	104,819	104,819	107,317	—	107,317
当期末残高	129,967	129,867	129,867	347,874	347,874	607,710	3,024	610,734

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

(ア) 子会社株式

移動平均法による原価法

(イ) その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～32年

工具、器具及び備品 2～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間（5年）に基づいております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法 株式交付費の処理方法は、3年間で均等償却しております。

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計上の見積りの変更に関する注記

耐用年数の変更

当社は、2021年7月15日開催の取締役会において、本社移転に関する決議をいたしました。これに伴い、移転後利用見込みのない固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

なお、この変更による当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

3. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等は不確実性が高い事象ではありますが、当事業年度における当社の事業活動へ与える影響は軽微であり、重要な影響が見られていないことから、翌事業年度及びそれ以降への感染拡大影響は軽微なものとして仮定し、会計上の見積りを行っています。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 12,594千円

(2) 関係会社に対する金銭債権は次のとおりであります。

短期金銭債権 10,973千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引(収入分) 6,811千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,192,040株

(2) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 594,680株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 3,209千円

貸倒引当金 3,269千円

敷金償却 4,964千円

その他 1,172千円

繰延税金資産小計 12,615千円

繰延税金資産合計 12,615千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社 2Hundred	(所有) 直接 100%	経営指導等	経営指導料	3,200	関係会社 未収入金	400
子会社	株式会社 Care Technology	(所有) 直接 100%	経営指導等	経営指導料	1,600	関係会社 未収入金	400

(注) 経営指導料等については業務内容、業績等を勘案して契約により取引条件を決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 117円05銭

1株当たり当期純利益 20円23銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年10月28日

株式会社Branding Engineer
取締役会 御中

ESネクスト監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 鈴木 真一郎
業務執行社員

代表社員 公認会計士 加藤 健一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Branding Engineerの2020年9月1日から2021年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Branding Engineer及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年10月28日

株式会社Branding Engineer
取締役会 御中

ESネクスト監査法人

東京都千代田区

代表社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 真一郎

代表社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 健一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Branding Engineerの2020年9月1日から2021年8月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2020年9月1日から2021年8月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 ES ネクスト監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 ES ネクスト監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年10月28日

株式会社Branding Engineer

監査役	中	村	哲	印
監査役	沼	田	雅之	印
監査役	浅	利	圭佑	印

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

子会社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ~16. (条文省略)	1. ~16. (現行どおり)
(新設)	<u>17. 不動産の売買、賃貸借、管理、仲介、斡旋およびコンサルティング</u>
(新設)	<u>18. 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業</u>
17. 前各号に附帯または関連する一切の事業	19. 前各号に附帯または関連する一切の事業

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

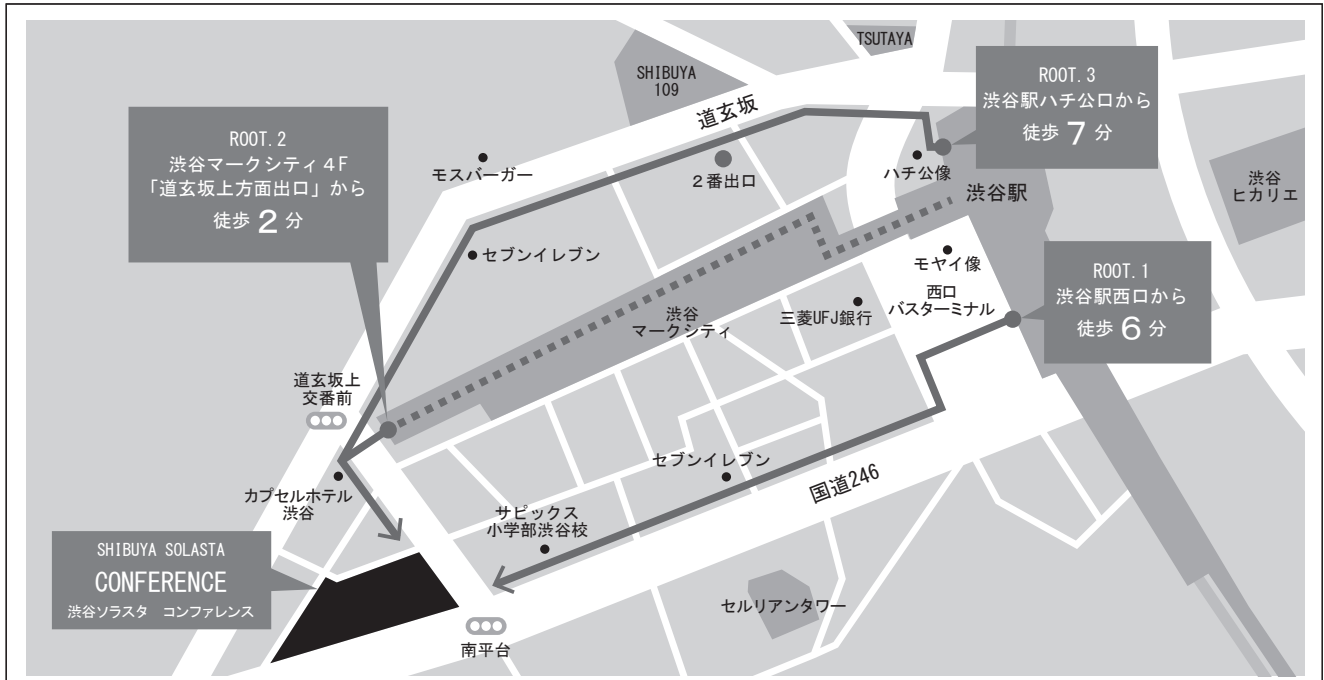
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	かわばた やすゆき 河端保志 (1989年7月25日生)	2013年10月 当社設立 代表取締役CEO 就任（現任）	1,802,880株
2	たかはら かつや 高原克弥 (1991年7月15日生)	2013年10月 当社設立 代表取締役COO 就任（現任）	1,798,280株
3	ながお たかし 長尾卓 (1983年4月9日生)	2008年11月 司法研修所 入所 2009年11月 司法研修所 退所 2009年12月 AZX総合法律事務所 入所 2018年6月 プロコミットパートナーズ法律事務所 代表（現任） 2018年8月 当社取締役就任（現任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 長尾卓氏は社外取締役候補者であります。
3. 長尾卓氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって3年4ヵ月であります。
4. 長尾卓氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに企業法務にも精通しており、当社の経営全般に助言又は提言いただくことで、当社のガバナンス体制強化に資するものと判断して社外取締役として選任をお願いするものであります。今後も、これまでと同様に責任ある経営基盤を確立するため、ガバナンスへの貢献を期待しております。
5. 当社は、長尾卓氏を株式会社東京証券取引所等に独立役員として届け出ております。また、同氏は、株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、独立役員として届出を継続する予定です。
6. 当社は、長尾卓氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社の役員としての業務につき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償責任を負担する場合に被る損害等を当該保険契約により填補することとしております。また、各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図



住所	東京都渋谷区道玄坂1丁目21番1号 渋谷ソラスタ4階 渋谷ソラスタコンファレンス4E
交通	<p>J R 山手線 / J R 埼京線 / 東京メトロ銀座線 / 東京メトロ半蔵門線 / 東京メトロ副都心線 / 東急東横線 / 東急田園都市線 / 京王井の頭線 各線 渋谷駅</p> <p>J R 渋谷駅「西口」から徒歩6分 J R 渋谷駅「ハチ公口」から徒歩7分 J R 渋谷駅直結渋谷マークシティ4F「道玄坂上方面出口」から徒歩2分</p> <p>※駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。</p>